

ドイツ刑法の規定（仮訳）

第 5 2 条（行為の単一）

- ① ある同一の犯罪行為が，数個の刑罰法規に違反し又は同一の刑罰法規に数回違反するときは，一個の刑のみが言い渡される。
- ② 数個の刑罰法規に違反したときは，刑は，最も重い刑が定められた法律により決定される。刑は他の適用可能な法律が許容するものより軽いものであってはならない。

（略）

第 2 1 2 条（故殺）

- ① 人を殺害したが謀殺者でない者は，故殺者として，5年以上の自由刑に処する。
- ② 犯情の特に重い事案では，無期自由刑を言い渡すものとする。

第 2 2 2 条（過失致死）

過失により人を死亡させた者は，5年以下の自由刑又は罰金に処する。

第 2 2 3 条（傷害）

- ① 他の者を身体的に虐待し又はその健康を害した者は，5年以下の自由刑又は罰金に処する。
- ② 本罪の未遂は罰せられる。

第 2 2 9 条（過失傷害）

過失により，他の者の傷害を生じさせた者は，3年以下の自由刑又は罰金に処する。

第 3 1 5 条 c（道路交通の危殆化）

- ① 道路交通において，
 - 1 a) アルコール飲料若しくはその他の酩酊剤を摂取した結果，若しくは
 - b) 精神若しくは身体の欠陥の結果，

乗り物を安全に運転できる状態でないにもかかわらず、乗り物を運転し、又は

2 著しい交通違反をし、無謀に、

a) 優先通行権を尊重せず

b) 誤った追越しをし若しくはその他追越しの際に誤った運転をし

c) 横断歩道で誤った運転をし

d) 見通しのきかない場所、交差点、合流地点若しくは鉄道の踏切において、過度の高速度で運転し

e) 見通しのきかない場所で、右側通行を遵守せず

f) アウトバーン若しくは自動車道路上で方向転換し、後ろに向けて若しくは運転方向と逆に走行し、若しくは、これらを試み、若しくは

g) 交通の安全のために必要であるにもかかわらず、停車し若しくは動けなくなった乗り物を、十分な距離をとって標示せず

これにより、他の者の身体若しくは生命又は大きな価値のある他人の物を危険にさらした者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

② 第1項第1号の場合に、本罪の未遂は罰せられる。

③ 第1項の場合に、

1 過失により危険を生じさせた者、又は

2 過失により行為を行い、過失により危険を生じさせた者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する。